

# 中川事務所新聞

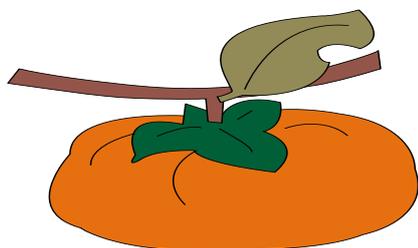
第86号  
発行所  
行政書士中川事務所  
兵庫県姫路市

## トピックス

### 【100%保証終了へ】

現在「緊急保証制度」として運用されている保証協会が100%信用保証する制度が、来年3月末で打ち切られるようです。これにより、一部の例外を除いて従来からの80%保証に戻ります。

80%保証とは20%を金融機関が独自にリスク負担するもので、わずか20%とはいえ銀行はリスク負担を嫌います。本来ならば銀行は一般の事業者同様100%リスク負担するのが当



たり前だと思うのですが、この当たり前が通用しないところが今の金融業界の現状です。いずれにしろ、来年4月からは資金調達に支障が出ることは間違いないでしょう。

### 【黒字申告割合がさらに低下】

国税庁発表の2009年度事績によると、今年6月末の法人数は299.8万法人で、そのうち黒字で申告している割合は25.5%と過去最低を更新しました。ちなみに、過去最高は1973年度の65.4%です。

黒字申告の会社は稀少な存在になってきましたが、会社は黒字を続けなければ存続できないという当たり前の原則からすると、皆もそうだからといって赤

字グループに入っているのは将来不安は増すばかりです。黒字にはとことんこだわりたいものです。

### 【11月の事務予定】

- ・11月決算法人期末実地棚卸
- ・8月決算建設業決算変更届
- ・9月決算法人確定申告&納税
- ・3月決算法人中間申告&納税
- ・労働時間適正化キャンペーン
- ・歳暮・年賀状、カレンダー配布等の準備



## 知ってお得！？法律雑学

Q. 交通違反で捕まったとき、免許証を提示するように言われますが、これを拒否することはできますか？

A. 免許証の提示は、かつては義務ではありませんでした。しかし、2007年9月に飲酒運転の罰則が大幅強化された際、ついでに取締現場での免許証の提示も義務化されました。罰則は5万円以下の罰金

です。刑罰の対象であるということは、これを拒否すると逮捕される場合もあるということです。古い知識で無駄な抵抗をすると、痛い目にあうのでご注意ください。

なお、取締りに納得できないときは、反則金を拒否して刑事手続きに進むという手もありますが、「ゴネればチャラになるかな」という程度の

軽い気持ちで臨むと、こちらでも手痛いしっぺ返しを食らうことになるので念のため。

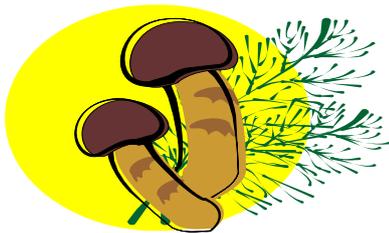


# 経営談義

## 【人材育成のリスクを減らす】

先日の事業仕分け第3弾で廃止を宣言された「ジョブ・カード」制度（正確には「キャリア形成促進助成金」）について調べてみました。テレビ等で事業者のための制度などと槍玉にあがっていましたが、確かに事業者にとって大変ありがたい制度です。

その仕組みは、パート社員を正社員に格上げしたり、新たに正社員を雇う場合、6ヶ月以内で教育訓練を施し、そ



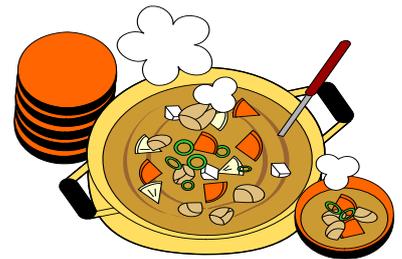
の後に採用を見極めるというものです。これに対してその期間中の人件費と教育訓練費用の大部分について助成金が支給されます。

昨今は就職難で人余りのように言われていますが、実態は優秀な人材が不足しています。私どもでも募集を掛けても9割が書類選考で不採用になっています。このような状況下では、いるかどうか分からない優秀な人材を見つけ出すことよりも、自前で人材を育成することを考えるべきです。

これまで人材育成に関しては、企業側の100%リスク負担で行ってきましたが、この制度を使えばそのリスクを大

幅に減らすことができます。制度自体の存続に不透明な部分もありますが、少なくとも今年度中は利用可能です。

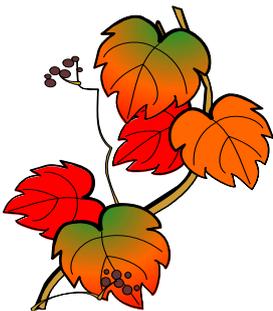
なお、この手の制度で助成金獲得を第一の目的に掲げることは絶対避けるべきです。助成金を売り物にする営業にも気をつけましょう。あくまでも自社の人材戦略を確立することを第一義とし、助成金は付録に位置付けておくべきでしょう。



あじわ

事業仕分けの後、当該役所ですばり質問してみると、役人の方々は非常に冷静でした。パフォーマンズで盛り上げる議員さんたちと比べ、こちらは計算が成り立っているようで、役者が一枚も二枚も上だったようです。

先月の秋祭りでは、私も一秒ほどテレビに映っていました。テレビといえは小学生のとき、魚の取材で島に来た番組で私はインタビューを受け、「好きなものは？」「ハンバーグ!」と言ったら、本番ではカットされていました。



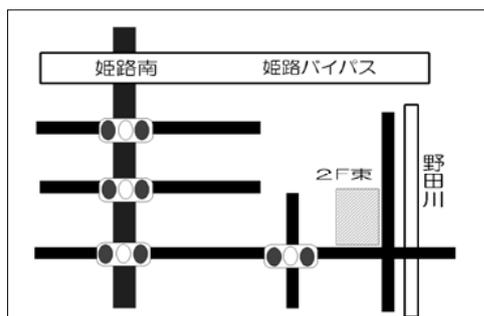
ワンストップ「経営・生活」サポーター

## 行政書士・中川法務会計事務所

### 法務会計事務所とは？

- ・ 予防法務（問題が起こる前の対策）
- ・ 戦略会計（経営に役立つ会計）
- ・ マネジメント（経営支援）

これらを駆使し、総合的にサポートする行政書士事務所です。



〒672-8043

姫路市飾磨区上野田2-1

田中ビル2階

TEL 079-243-1231

FAX 079-243-1233

nakagawa@assist-ltd.co.jp